

地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から段階的に10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。
(※令和元年10月1日より消費税率(国・地方)が8%から10%へ引き上げられています。)

◎ 令和元年度決算

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分)	354,305 千円
【歳出】社会保障施策に要する経費(一般財源)	3,447,886 千円

(歳出の内訳)

(単位:千円)

項 目	決算額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県支出金	その他 特定財源	一般財源
1 医 療	1,492,998	50,515	325,538	9,130	1,107,815
2 介護・高齢者福祉	819,069	14,068	9,043	4,987	790,971
3 子ども・子育て	2,536,451	1,009,802	303,107	118,089	1,105,453
4 障害者福祉	986,062	467,295	238,509	756	279,502
5 貧困・格差対策	481,676	352,795	12,521	0	116,360
6 その他	47,815	0	30	0	47,785
合 計	6,364,071	1,894,475	888,748	132,962	3,447,886